

公募公告

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に関する件名

横浜税関コンテナ検査センター他 3 施設内検査場における検査貨物の開梱及び再梱包作業（以下「開梱包作業」という。）を行う者に対する同施設内事務室の使用許可

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 使用許可申請書の提出期限までに、開梱包作業に係る業務を行う者（以下「開梱包作業取扱業者」という。）として横浜税関長の承認を得ている者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記 3. の公募説明を受けない者は、公募に参加できないものとする。
- (12) 本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申請書は無効とする。

3. 公募説明を行う場所及び説明申込み

- (1) 開 催 日 時 令和 5 年 2 月 1 日（水）13 時 30 分から
- (2) 開 催 場 所 横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関本関庁舎 第 2 会議室（4 階）
- (3) 説 明 事 項 国有財産使用許可申請及び施設、施設使用料の概要に関する事項。なお、同時に開梱包作業取扱業者としての承認申請についての説明も行う。
- (4) 説 明 申 込 み 公募説明を希望する者は令和 5 年 1 月 31 日（火）17 時までに下記 4 の申請先に説明申込みを行うこと。

4. 使用許可申請書の提出

公募に参加する者は、令和 5 年 3 月 13 日（月）17 時 00 分までに以下の申請先に持参又は郵送すること。
郵送の場合は、令和 5 年 3 月 13 日（月）必着とする。

【申請先】

〒231-8401 神奈川県横浜市中区海岸通 1-1
横浜税関総務部会計課国有財産係 担当：岡部・村木（本関庁舎 4 階）
電話番号 045-212-6037 FAX 番号 045-663-3272

以上、公告する。

横浜税関長 源 新 英 明